

機 械 警 備 仕 様 書

1. 業務目的

警備対象物件について、盗難・破損その他の異常事態の発生及び安全を確保することを目的とする。

2. 実施方法

警報装置による機械警備、なお、警備対象物件に警報装置を取り付け正常に作動するまでの期間は、警備員の配置を行うものとする。

3. 業務内容

警報装置により検出される異常情報（火災及び満減水監視を含む）に基づき、遅滞なく緊急要因を当該対象物件に急行させて異常事態の確認を行い、事態の拡大防止にあたる等、必要な処置を講じること。また、必要がある場合は、乙は速やかに各施設管理責任者及び警察又は消防機関に連絡すること。

4. 警察本部（通信指令室）との連絡

警備本部は、警備責任期間中警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に巡回警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。

5. 警備責任

乙の警備責任は、甲の警報装置の作動開始に始まり、甲の警報装置の作動解除に終わる。部分使用警報装置も同様とする。

6. 警報装置

(1) 警報装置は警備対象物件で発生した異常事態を乙の本部へ自動的に通報する性能を有すること。

(2) 警報装置の部分解除により施設の部分使用ができることとする。

(3) 警報装置の設置及び撤去

ア 警報装置の設置場所は、甲が必要と認める場所とする。

イ 乙は警報装置を設置するにあたり、その種類、個数及び設置場所を明示した図面を甲に提出し、甲の同意を得るものとする。

ウ 警報装置は乙が設置し、乙の所有に属する。

エ 警報装置を撤去する必要がある場合は、撤去に係る経費は乙の負担とする。ただし、乙は警報装置の取り付けの必要上警備対象物件に施された孔穴等について原状回復の義務を負わないものとする。

(1) 警報機器の管理

ア 乙は警備業務を支障のないように実施するために、適宜警報装置の点検を行い、その都度甲に結果を報告する。

イ 乙は警報装置に故障又は異常があった場合は、直ちに交換又は補修等の措置をとり、復旧するまでの間、警備業務に支障のないよう代替措置を講ずるものとする。

ウ 甲は警報装置の取り扱いについて過誤のないように注意するとともに、警報機器について故障又は、異常を発見したときは直ちに乙にこれを通報する。乙は甲より通報を受けたときは直ちに前項の措置をとるものとする。

エ 警報装置の破損、摩耗等により補修又は交換を行った場合、その費用は乙が負担する。ただし、その原因が甲の責めに帰すべき事由にある場合は甲の負担とする。

(2) 警報装置の変更

ア 甲は警報装置について移動又は変更等の必要が生じたときは、事前に乙に通知するものとし、当該施工工事費は甲が負担する。

イ 前アの規定による措置を講じた場合は、甲乙協議の上業務委託料を改定することができる。

7. 警備開始時と終了時の取り扱い

(1) 警備開始時における取り扱い

ア 甲における取り扱い

(ア) 退出者は、防犯その他の事故防止上必要な処置を行い、各部分解除警報機器のセット状況を確認する。

(イ) 次に退出者は、職員専用出口内部に設置したカードスイッチのセット状況を確認し、ON（警戒）の状態にセットする。

イ 乙における取り扱い

(ア) 甲の退出者のカードスイッチの操作により自動的に表示される ON（警戒）の信号を確認し警備を開始する。

(2) 警備終了時における取り扱い

ア 甲における取り扱い

甲に所属の最初の出勤者は、施設へ入る前にカードスイッチを OFF（解除）にセットする。

イ 乙における取り扱い

甲に所属する最初の出勤者のカードスイッチの操作により自動的に表示される OFF（解除）の信号を確認し、警備を終了する。

8. 鍵（カード）の預託

(1) 鍵（カード）の個数は、メインカード8枚を原則とし、甲と協議の上定め、乙がその負担で甲に預託する。

(2) 甲はその負担で、乙に対し警備業務実施に必要な施設等の鍵を複製して預託する。

(3) 警備実施に必要な甲乙相互に預託された鍵（カード）はそれぞれ厳重に保管使用するものとする。

(4) 鍵（カード）は、甲の所持中において紛失、破損等がある場合は甲の責において作成し、その費用は甲において負担するものとする。

巡 回 警 備 業 務 仕 様 書

1 巡回時間

- (1) 午後6時00分から翌朝8時30分（不定時3回）
- (3) 3月31日の巡回警備の終了時間は、翌日4月1日午前8時30分とする。
- (4) 巡回時間については、施設長の要請があれば、柔軟に対応できる体制をとること。

2 巡回方法

- (1) 巡回警備車で移動し、警備対象物件内においては警備員による巡回警備をとる。
- (2) 巡回中、警備本部から連絡が入った場合は直ちに現場に急行し、異常事態の確認、被害拡大防止等の措置をとる。

3 業務内容

- (1) 機械警備により検出される異常事態の確認、被害の拡大防止等の措置
- (2) 不法侵入、挙動不審者の取り締まり
- (3) 盗難、火災等の発見、措置、予防
- (4) 施錠すべき窓、扉、シャッター等の点検
- (5) 隣接地帯より波及する危険性の探知、予防
- (6) 施設内外の巡回点検
 - ア 水道及びガス元栓の閉塞確認及び措置
 - イ 消灯の確認及び措置
 - ウ 電気機器の確認及び措置
 - エ 施錠確認及び措置
 - オ 各施設の出入り口の開閉

4 報告業務

警備担当時間内における警備状況は、事故発生又は改善事項連絡等について、その都度詳細に状況を記載のうえ毎日報告書を所定の場所に提出すること。

※ 主な記載事項

- ・ 巡回警備担当者名及び巡回の時間帯（各巡回毎）
- ・ 施錠忘れ、消灯忘れ、ガス栓の閉め忘れ等の場所、及びその措置状況。
- ・ 施設の破損があった場合は発見時刻、その措置状況等。
- ・ 敷地内で不審者、不法侵入者、火遊び、飲酒等を見かけた場合、その時刻、人数、場所、及びその措置状況。また、その形跡を発見したときは、その時刻場所、及びその措置状況。
- ・ その他異常状況等が発生した場合はその処理状況等。
- ・ 改善事項、その他連絡等。

5 巡回警備員

- (1) 資格（警備業法第3条）を有し、業務について担当の訓練を受け臨機応変の措置ができる者。年齢が極度に高くないこと。

- (2) 制定された制服制帽は、確実に着用すること。
- (3) 警備員は常に身分証明書を所持すること。甲から身分証明書の提示を求められた時は、これを提示しなければならない。
- (4) 巡回警備中の飲酒は堅く禁ずる。
- (5) 巡回パトロール車は、警備会社との連絡機器を備えること。
- (6) 警備員は、常時警備会社との緊密な連絡を保ちながら警備業務にあたること。

6 緊急時の連絡

巡回警備員が警備中に異常事態が発生したときは、状況に応じて速やかに警察等に連絡し、協力をあおぐこと。また、重大な事項については各施設責任者へ連絡すること。事後に警備報告書により詳細に報告すること。